

いい みらい 11月30日は 「年金の日」!!



厚生労働省では、「国民お一人お一人が、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として11月30日（いいみらい）を「年金の日」としています。

この機会に、「ねんきんネット」でご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか？

「ねんきんネット」は、パソコンやスマートフォンからいつでも年金情報を手軽に確認できるサービスです。

ご自身の年金記録の確認はもちろん、将来の年金見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。また、マイナポータルと連携することで、国民年金保険料の口座振替申出等の電子申請や確定申告で利用可能な控除証明書等の電子データの取得ができます。

ご利用については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

※日本年金機構ホームページ（ねんきんネット）→ https://www.nenkin.go.jp/n_net/



～国民年金の免除制度をご利用ください！～

無職や失業、パートなどで収入が少なくなり、国民年金の掛け金を納めるのが困難な時、申請して承認されると掛け金が免除される制度があります（免除期間は翌年の6月まで）。免除には「**全額免除**」・「**3／4免除**」・「**半額免除**」・「**1／4免除**」の4種類の保険料免除制度と50歳未満の方に限定される「**納付猶予制度**」・学生の方に限定される「**学生納付特例**」があります。

◎保険料免除・納付猶予の承認基準（所得の基準）は以下のとおりです。

（前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること）

★【**保険料免除制度**】申請者本人・その配偶者・世帯主の前年所得により審査されます。

- 全額免除→（扶養親族等の数+1）×35万円+32万円
- 3／4免除→88万円+扶養親族等控除額+社会保険料等控除額等
- 半額免除→128万円+扶養親族等控除額+社会保険料等控除額等
- 1／4免除→168万円+扶養親族等控除額+社会保険料等控除額等

★【**納付猶予制度**】申請者本人・その配偶者の前年所得により審査されます。

- 納付猶予→（扶養親族等の数+1）×35万円+32万円（※）

◇上記「扶養親族等控除額」「社会保険料控除額等」は、年末調整・確定申告で申告された金額なので、源泉徴収票・確定申告控等でご確認ください。

※「全額免除」以外は、所定の掛け金を納めなければ、未納扱いとなりますので、必ず納めましょう。

※申請月の2年1ヶ月前までしか、さかのぼって申請することができませんので、申請したい方は早めに届出しましょう！

◎季節労働者の方が冬期間離職となり、厚生年金が喪失する場合、60才前であれば国民年金1号被保険者への変更となります。扶養していた配偶者も一緒に強制変更となります。

失業により申請される場合は、離職中であることを証明できるもの（雇用保険受給資格証や離職票など）をお持ちください。

～ ぜひご利用下さい！ ～

マイナンバーカード（署名用電子証明書が搭載されている）をお持ちの方は、スマートフォン等からマイナポータルで免除申請手続きなどの電子申請ができます。いつでもどこでも届出ができ便利！

～国民年金の掛け金は忘れずに納めましょう！～

＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先

- ・町民課戸籍医療年金係（TEL 2-2453）
- ・函館年金事務所 国民年金課（TEL 0138-31-9086）